

湖西市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

しあわせ RING
パートナーシップ
ファミリーシップ
宣誓書
受領証

宣誓者氏名	様	宣誓者氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
子の氏名	様	子の氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

宣誓日
年 月 日
【宣誓第 号】

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

湖西市は、市民一人ひとりとともに、多様性を認め合い、共生社会の実現をめざします。
この誓いを、二人の未来のために守ります。

市長

はじめに

湖西市は、性のあり方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指しています。

「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを市に宣誓したお二人に対し、その宣誓書を受領したことを証明する制度です。

また、パートナーシップにある双方またはいずれか一方の子どもや親と、家族として協力しあう関係を、ファミリーシップとして宣誓することで、受領証等へ家族の氏名や生年月日を記載することもできます。

湖西市の宣誓制度では、性的少数者の方に限らず、様々な事情により現行の婚姻制度を利用できず(又は利用せず)にいる、事実婚の方も対象とします。

この制度は法律上の婚姻と異なり、法律に基づく権利・義務は発生しません。

宣誓をした方が湖西市で少しでも過ごしやすくなるよう、事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、よりよいまちづくりを進めていきます。

目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップとは	・・・1
2	宣誓することができる方	・・・2
3	宣誓の流れ	・・・4
4	必要書類について	・・・5
5	交付書類について	・・・6
6	こんなときは	・・・7
7	連携自治体間での手続きについて	・・・8
8	Q&A	・・・8

1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

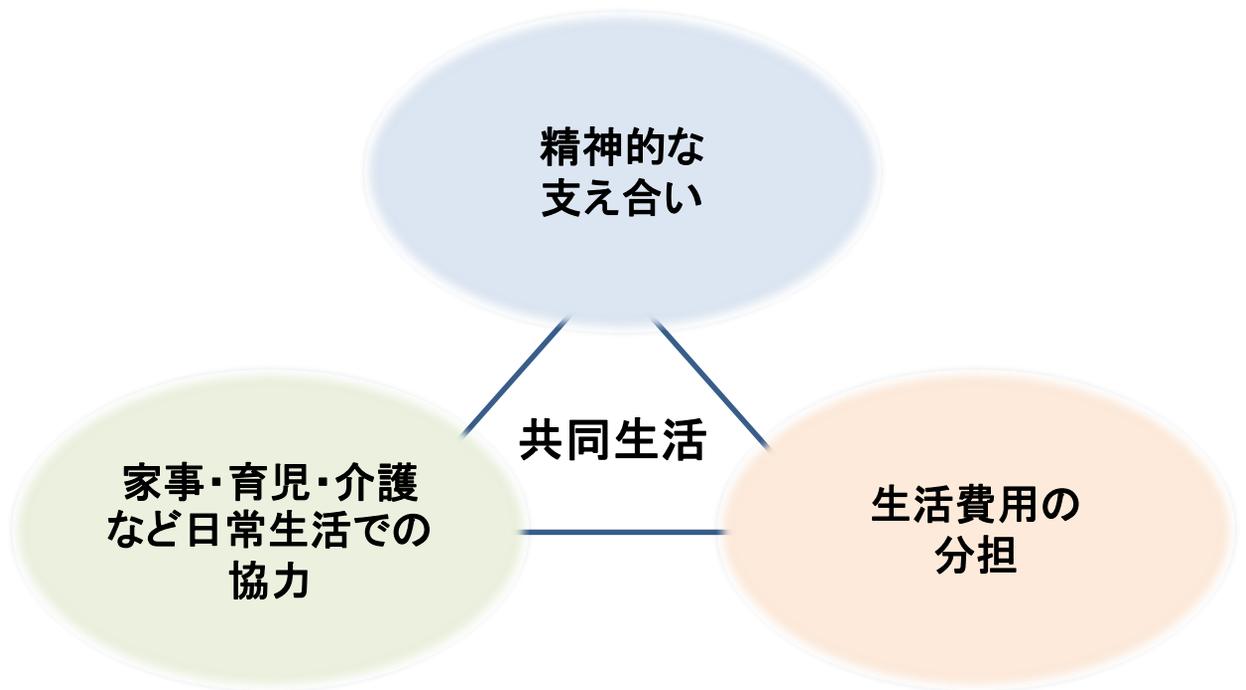
〔定義〕

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係。

ファミリーシップ

パートナーシップにある者と、パートナーシップにある者の双方又はいずれか一方の子、親、その他市長が認める者とが、互いに家族として協力し合うことを約した関係。



2 宣誓することができる方

次の要件をすべて満たす必要があります。

①成年であること

宣誓の当日に成年(満18歳以上)である必要があります。

②少なくとも一方が市内在住であること(市内への転入予定を含む)

2人のうち、どちらか1人が湖西市内に住民票があれば宣誓できます。

また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が市内への転入を予定している場合は宣誓することができます。転入予定の場合は、湖西市へ転入する前の自治体で転出手続きをする必要があります。

③配偶者がいないこと

戸籍抄本で確認します。外国籍の方は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類をお持ちください。

④宣誓相手のほかにパートナーシップの関係を形成していないこと

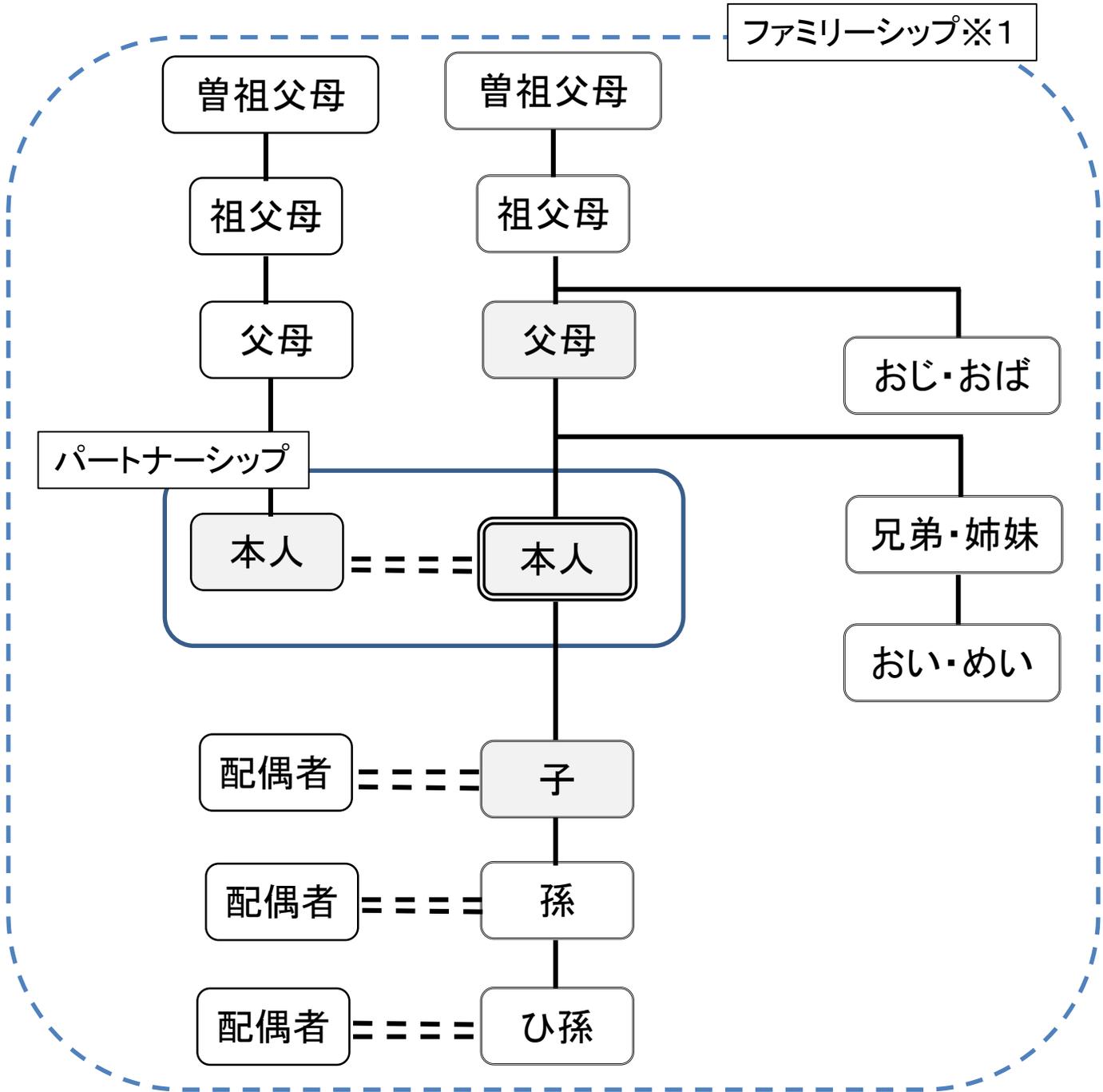
共に宣誓をしようとする相手以外の人と、当市におけるパートナーシップの関係や、それに準ずる一定の関係(他市におけるパートナーシップ関係など)がある場合には宣誓できません。

⑤互いに近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は宣誓をすることができません。(次ページ図参照)

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。(近親者間での養子縁組を除く)

〔図解〕パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の範囲(例)



※1 ファミリーシップは、パートナーシップにある双方またはいずれか一方の子、親、その他市長が認める者の関係が対象となります。「パートナーシップの2人同士+子」、「パートナーシップの2人同士+一方の子と親」、「パートナーシップの2人+甥・姪」など、パートナーの2人を含む様々なパターンが考えられます。

3 宣誓の流れ

①お互いの意思確認

お互いにパートナーシップの関係であることと、手引き2ページの「宣誓の要件」をすべて満たすことを確認してください。

ファミリーシップの関係にあることを宣誓される場合には、お子様やご家族の方も含め、十分に話し合いをしてください。

②必要書類の事前提出(必要書類は次ページ参照)

・宣誓日にお待ちいただく時間を最小限にするため、必要書類を事前に準備いただき、市民課へご持参または郵送してください。

・必要書類は、お一人でお越しただいで提出いただくことも可能です。

・書類は、宣誓したい日の7日前(土日・祝日・年末年始を除いた日数)までにご提出ください。

郵送の場合は、必着となります。



③宣誓日の調整

職員の書類確認後に、宣誓日を調整します。他の予約状況等により希望日時に添えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

宣誓可能日時: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

④宣誓・受領証等の交付(場所:湖西市役所1階市民課)

宣誓日時に本人確認書類(6ページ参照)をご持参のうえ、お二人又はファミリーシップの宣誓をする場合にはご家族揃ってご来庁ください。

受領証等を原則即日交付します。

★交付書類(詳細は7ページ参照)

①宣誓書受領証

②宣誓書受領カード

③受領印を押印した宣誓書の写し

★注意事項

・個室での対応を希望される場合には日程調整の際にお申し出ください。

・代筆を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

・宣誓時点で双方が市外在住の場合には、転入手続きが完了し、転入後の湖西市の「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をご提出いただいた後で交付します。

・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等へファミリーシップにある方の氏名等を記載する場合は、該当する方(15歳以上)の自署が必要となります。



4 必要書類について

(1)事前提出書類は次のとおりです。

◆全員共通◆

項目	備考	□
(1)宣誓書	・様式第1号・表面は、宣誓当日にご記入いただきます。 裏面の確認書のみ記入してお持ちください。	□
(2)住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・同一世帯であれば1通で可。 ・本籍、個人番号の記載は不要です。 ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの。	□
(3)戸籍抄本	・1人につき1通ずつ。 ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの。 ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の、配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添えてお持ちください。	□
(4)提出書類チェックシート	上記書類のチェック項目と、交付日時の日程希望調査に関するシートです。あわせてご提出ください。	□

◆対象の方のみ◆

項目	備考	□
(ファミリーシップにある方の氏名等を受領証等へ記載する場合のみ) (5)ファミリーシップの対象であることを証する書類	・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など、(3)で確認ができれば提出の必要はありません。	□
(市内へ転入予定の方のみ) (6)転出証明書の写し	市内へ転入予定の方は、転入前の自治体で発行された転出証明書を提出してください。	□
(通称名を使用する方のみ) (7)日常的に通称名使用していることが分かるもの2点	戸籍上の氏名ではなく通称名を使用する場合は、社会生活の中で日常的にその名前を使用していることが確認できる書類をお持ちください。 【例】社員証、学生証、健康保険、国民健康保険、後期高齢医療保険の被保険証(戸籍名裏書)、各種郵便物など。 ※その他のものについてはご相談ください。	□

4 必要書類について

(2)宣誓の際には本人確認書類が必要となります。必ずお持ちください。

1点で足りるもの(顔写真付)	2点必要なもの(顔写真無)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート ・その他、官公署が発行した証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、官公署が発行した証明書

※外国籍の方の場合は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等に記載されたお名前と通称名(日本で使用している名前)を照合するため、在留カードによる本人確認をお願いしております。

5 交付書類について

(1)パートナーシップの宣誓をされた方

パートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領カード

(2)パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされた方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(ファミリーシップにある方の氏名等を記載できます)

(3)共通

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し

宣誓書受領証(A4サイズ)

しあわせ RING
パートナーシップ
ファミリーシップ
宣誓書
受領証

宣誓者氏名 湖西 花子 様 宣誓者氏名 新居 花子 様
生年月日 1993 年 1 月 1 日 生年月日 1990 年 1 月 1 日
子の氏名 湖西 太郎 様 子の氏名 様
生年月日 2020 年 1 月 1 日 生年月日 年 月 日

宣誓日
令和4 年 4 月 1 日
【宣誓第 ● 号】

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

湖西市は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、
多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。
これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の
御多幸を祈念いたします。

湖西市長

宣誓書受領カード(運転免許証サイズ)

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード	カードの提示を受けられた方へ
湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。	湖西市では、多様な性や家庭の在り方を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指し、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。 本宣誓書受領カードは法的な効力を有するものではありませんが、上記の趣旨を十分に御理解ください ますようお願いいたします。
宣誓者氏名 湖西花子 宣誓者氏名 新居花子 1993 年 1 月 1 日生 1990 年 1 月 1 日生 宣誓 第 ● 号 令和4 年 4 月 1 日 印 湖西市長	【特記事項】 子の氏名 湖西太郎 子の氏名 2020 年 1 月 1 日生 年 月 日生
	【緊急連絡先】 (記入は任意です) 私(本人)が急病や怪我等で万が一の場合は、パートナーへ連絡してください。 パートナー連絡先 ●●●●●●●● 本人自筆署名 湖西花子

※受領証及び受領カードに有効期限はありません。

6 こんなときは

いずれも、本人確認ができるものがが必要です(P6参照)。

(1) 受領証等を紛失した・破れたり、汚れたりした

再交付を希望される場合は、再交付申請書(様式第7号)をご提出ください。
※紛失以外の場合は、当初の宣誓書受領証等を添付してください。



(2) 氏名・通称名を変更した

変更届出書(様式第8号)に次の書類を添付してご提出ください。新しい受領証等をお渡しします。

(1) 戸籍上の氏名を変更した場合 戸籍抄本

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が必要であると認める書類

※当初の宣誓書受領証等を添付してください。



(3) パートナーシップを解消した

双方の意思によりパートナーシップの関係を解消される場合は、返還届出書(様式第9号)に受領証等を添えて提出してください。

(4) 宣誓した二人とも市外へ引っ越した

宣誓者双方が湖西市外へ転出する場合は、返還届出書(様式第9号)に受領証等を添えて提出してください。



(5) ファミリーシップにある方が、受領証等の氏名等を削除したい

15歳以上のファミリーシップにある方は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書(様式第6号)を提出することにより、受領証等から自らの氏名等を削除するよう申し立てることができます。

(6) その他

次の場合にも、受領証等を返還していただきます。

- ・宣誓要件(要綱第3条第2号から第5号)に該当しなくなったとき(宣誓者同士が婚姻したときを除く)。
- ・宣誓時点において要綱第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- ・受領証等を不正に利用し、偽造し、又は変造したと市長が認めるとき。

— 宣誓書記載内容証明書について —

受領証等に通称名のみ記載している方の場合、受領証等で戸籍上の氏名を確認することができません。

宣誓書に記載した内容(戸籍上の氏名・通称名・生年月日)を証明する必要がある場合は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書(様式第10号)を、ご提出ください。宣誓書記載内容証明書(様式第11号)を交付します。

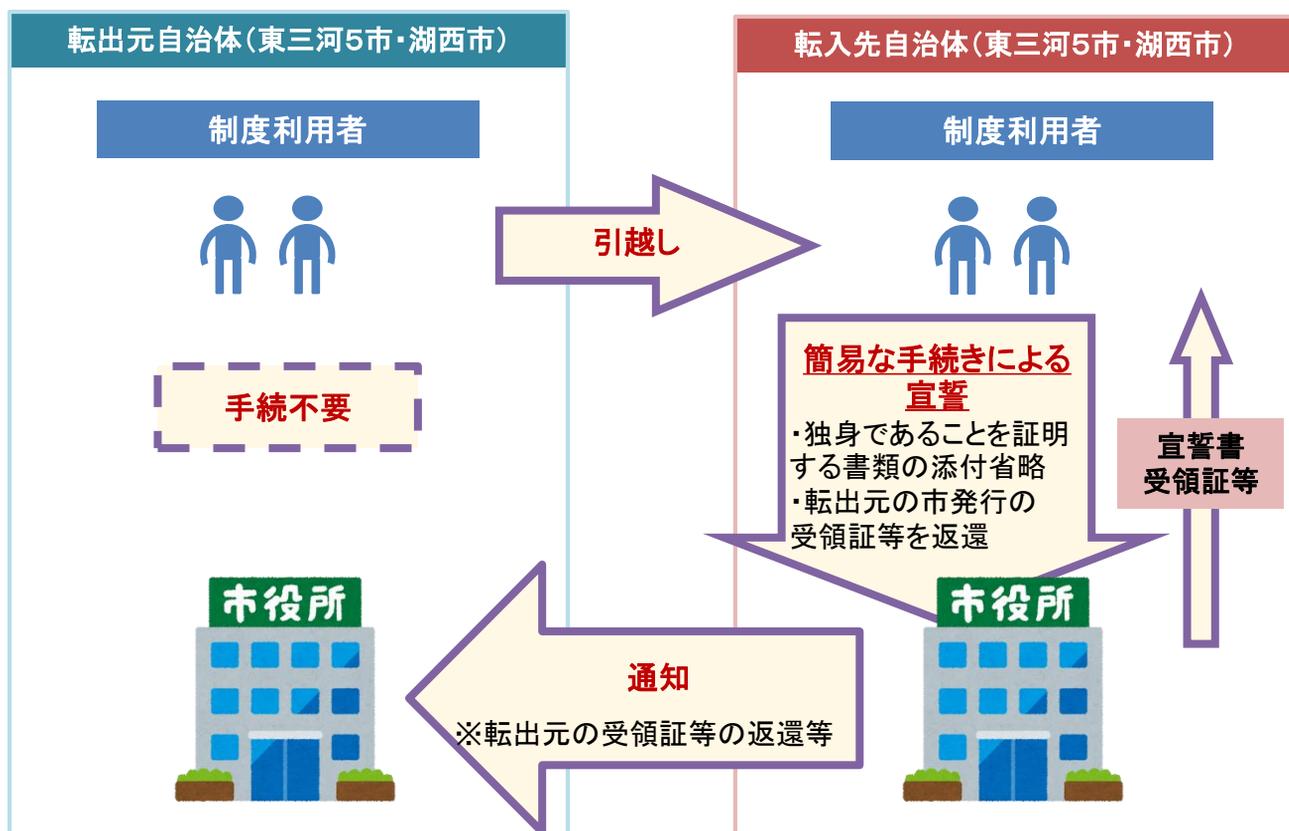
7 連携自治体間での手続きについて

◆東三河5市・湖西市間の自治体間連携について

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市（東三河5市）が、令和4年5月から締結している「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に、令和6年10月から湖西市が新たに加わりました。

この協定は、**制度利用者が転出入した際の宣誓手続きを簡素化するものです。**
これにより、東三河5市・湖西市でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度利用者が安心していきいきと生活できることを目指します。

※連携イメージ



(1)湖西市から協定締結自治体へ引越しするとき

転入先の自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の継続手続きをすることにより、湖西市への受領証等の返還手続きが不要となります。

(湖西市が発行した受領証等は転入先の協定締結自治体へ返還してください。)

(2)協定締結自治体から湖西市へ引越しするとき

湖西市に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届」を提出していただくことで、当初の宣誓日を記載できる受領証等を交付します。転出元の自治体が発行した受領証等は湖西市へ返還してください。

※「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」、「本人確認書類」、併せてファミリーシップ宣誓をする場合は、「ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類」の提出が必要となります。

7 連携自治体間での手続きについて

◆静岡県パートナーシップ宣誓制度について

令和6年4月1日から、湖西市の宣誓者が県内市町へ転出した際、引き続き、静岡県パートナーシップ宣誓制度の利用を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓継続申告書」を県に提出することにより、県制度の利用者として引き継がれることになります。

詳しくは、静岡県ホームページの「静岡県パートナーシップ宣誓制度と県内市制度との手続き連携について」をご覧ください。



静岡県ホームページ

8 Q&A

Q1	なぜ湖西市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか。
A1	湖西市は、多様な性の在り方を認め合い、「誰もがいきいきと輝くまちこさい」の実現を目指しています。現行の婚姻制度を利用できず生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、性の多様性を尊重する取組を推進するために導入するものです。
Q2	結婚と何が違うのですか。
A2	結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方で、宣誓制度は要綱(市の内部規定)に基づいて行われるもので、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。
Q3	対象は同性パートナーだけですか。
A3	同性パートナーに限定されません。宣誓要件を満たせば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓できます。また、性的マイノリティの方に限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。
Q4	宣誓に費用はかかりますか。
A4	宣誓や、宣誓書受領証・受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類(戸籍抄本等)の交付手数料は自己負担となります。
Q5	宣誓の際に個室を利用することはできますか。
A5	プライバシー保護のため個室をご用意することは可能です。日程調整の際に「個室希望」とお申出ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。
Q6	宣誓書の提出は郵送で手続きができますか。
A6	宣誓書のご提出は郵送または窓口持参により手続きができます。ただし、受領証受取りの際には職員が本人確認をする必要がありますので、必ず宣誓者お二人でご来庁ください。

Q7	代理人でも受領証の受取りができますか。
A7	代理人による受領証受取りはできません。必ずご本人様が、お二人でお越しください。
Q8	宣誓書や受領証の記入は代筆でもよいですか。
A8	文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。
Q9	同居していなくても宣誓できますか。
A9	同居していなくても宣誓できます。
Q10	宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。
A10	宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。
Q11	通称名は使用できますか。
A11	通称名で宣誓することができます。その際は確認書に戸籍上の氏名を記載していただきますが、宣誓書受領証と受領証カードには「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。ただし、社会生活の中で通称名を日常的に使用していることが分かるもの(2種類)が必要です。
Q12	外国籍の人も宣誓できますか。
A12	外国籍の方も宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
Q13	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。
A13	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓を行うことができます。
Q14	養子縁組をしても宣誓できますか。
A14	性的少数者の方の中には、同性で婚姻できないことから家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組をしても宣誓ができることとします。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。
Q15	宣誓書受領証はすぐに交付されますか。
A15	交付日には30分ほどでお渡しできます。ただし、事前審査の時から住所等に変更が生じている場合、内容確認などに時間を要します。
Q16	宣誓書受領証は再交付してもらえますか。
A16	紛失したり、汚したりしてしまった場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は、宣誓書受領証等を添付してください。

Q17	宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することはできますか。
A17	氏名等の変更があった場合、変更届出書をご提出いただければ、記載されている内容を変更して交付します。
Q18	パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか。
A18	双方の意思により関係を解消した場合は、返還届出書をご提出のうえ、宣誓書受領証等をご返還ください。
Q19	市外に転出する場合はどうすればよいですか。
A19	二人とも市外へ転出する場合は、返還届出書をご提出のうえ、宣誓書受領証等をご返還ください。
Q20	死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。
A20	返還していただく必要はありません。ただし、亡くなられた後で再交付申請や変更届書により、新たに宣誓書受領証等を交付することもできません。
Q21	結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。
A21	共に宣誓をした方と結婚する場合には返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届出書により、新たに宣誓書受領証等を交付することもできません。なお、共に宣誓をした方以外の方と結婚する場合には、返還届書を提出し、宣誓受領証等を返還してください。
Q22	パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。
A22	婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用を要します。詳細は、公正人役場へお問合せください。
Q23	交付された宣誓受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。
A23	使用できません。お二人がパートナー関係であること、お二人と未成年の子が家族関係にあると宣誓した事実を証するものです。
Q24	宣誓書受領証はどこで使えますか。
A24	行政サービスでは、市営住宅への入居申込みや、市立病院での親族同様の扱いが可能となる、幼稚園等の送迎における配慮など、宣誓した方がサービスを利用できる場合があります。詳細はそれぞれの所管課へご確認ください。 このほか、生命保険の受取人や携帯電話の家族割、住宅ローンにおいて収入合算が可能となるなど、各種民間サービスにおいても宣誓をされた方が利用できる場合があります。今後も、制度の趣旨を広く周知し、行政・民間ともに利用可能なサービスを拡充していくよう取組みます。

宣誓やその他手続きに必要な書類、利用できる行政サービスについて、詳細は湖西市ホームページをご確認ください。



湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き

2022年2月発行
2024年9月24日更新

湖西市 市民課 協働共生係

湖西市吉美3268
[TEL:053-576-1213](tel:053-576-1213)
FAX:053-576-4880
MAIL:kyodo@city.kosai.lg.jp